２　次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一　個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用金庫（当該個人が信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行う場合は、当該信用金庫代理業再委託者を含む。）が信用金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二　［略］

別表第二（第百四十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
［項を削る。］		

２　［同上］

一　個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用金庫（当該個人が信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行う場合は、当該信用金庫代理業再委託者を含む。）が信用金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二　［同上］

別表第二（第百四十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
信用金庫代理業者である個人又は信用金庫代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更	一　新たに他の法人の常務に従事することとなつた場合 イ　当該他の法人の商号又は名称 ロ　主たる営業所等の所在地 ハ　業務の種類 ニ　信用金庫代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなつた役員の氏名 二　他の法人の常務に従事しないこととなつた場合 イ　当該他の法人の商号又は名称 ロ　当該他の法人の主たる営業所等の所在地 ハ　信用金庫代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名 三　現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があつた場合には、当該変更の内容 四　変更年月日	理由書